

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		公民館使用料の還付に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市公民館条例第12条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市公民館条例第12条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市公民館条例抜粋 (使用料の返還)</p> <p>第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用前に使用の承認の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 第9条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の承認を取り消したとき。</p> <p>(4) 使用期日の3日前までに使用の取り消しを申し出たとき。</p>	